

寄 附 行 為

昭和 4 9 年 3 月 2 6 日	許 可
昭和 5 0 年 5 月 2 6 日	改 正
昭和 5 2 年 8 月 3 0 日	改 正
平成 1 2 年 1 月 4 日	改 正
平成 1 5 年 5 月 1 5 日	改 正

財団法人古紙再生促進センター -

寄 附 行 為

目 次

		第 1 章 総 則.....	1
第 1 条	名 称		1
第 2 条	事 務 所		1
		第 2 章 目的及び事業.....	1
第 3 条	目 的		1
第 4 条	事 業		1
第 5 条	業 務 方 法 書		1
		第 3 章 資産及び会計.....	2
第 6 条	資 産 の 構 成		2
第 7 条	資 産 の 種 別		2
第 8 条	資 産 の 管 理		3
第 9 条	事 業 年 度		3
第 10 条	事業計画及び収支予算.....		3
第 11 条	事業報告及び収支決算.....		3
第 12 条	特 別 会 計		4
第 13 条	収支差額の処分.....		4
		第 4 章 役員及び評議員等.....	4
第 14 条	種類及び定数.....		4
第 15 条	選 任		4
第 16 条	職 務		4
第 17 条	任 期		5
第 18 条	解 任		5
第 19 条	報 酬		5
第 20 条	評 議 員		6
第 21 条	兼 任 の 禁 止		6
第 22 条	顧 問 及 び 参 与		6

	第 5 章 理事会及び評議員会.....	6
第23条	理事会の構成.....	6
第24条	理事会の権能.....	6
第25条	理事会の開催及び招集.....	7
第26条	理事会の議長.....	7
第27条	理事会の定足数及び議決方法.....	7
第28条	理事会の書面表決等.....	8
第29条	理事会の議事録.....	8
第30条	評議員会の構成.....	8
第31条	評議員会の権能.....	8
第32条	評議員会の招集等.....	9
	第 6 章 委員会.....	9
第33条	委 員 会	9
	第 7 章 賛助会員.....	9
第34条	賛 助 会 員	9
	第 8 章 寄附行為の変更、解散等.....	1 0
第35条	寄附行為の変更.....	1 0
第36条	解 散	1 1
第37条	残余財産の処分.....	1 1
	第 9 章 補 則.....	1 1
第38条	備付け書類及び帳簿.....	1 1
第39条	事 務 局	1 1
第40条	実 施 細 則	1 1
附	則	1 1

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人古紙再生促進センターと称する。

(事 務 所)

第2条 本財団は、主たる事務所(本部)を東京都中央区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、古紙の回収・利用の促進を図ることにより、生活環境の美化、紙類の安定的供給の確保、森林資源の愛護に資し、もってわが国経済の健全な発展と豊かな国民生活の維持に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 古紙の回収・利用に関する調査
- (2) 古紙の効率的な回収、保管、再生利用等に関する広報
- (3) 古紙の再生及び利用に係る技術の開発・向上に関する研究
- (4) 古紙の回収、流通に係る事業の設備の近代化に要する資金の確保に対する債務の保証
- (5) 古紙の回収、流通に係る事業の改善・合理化に関する前号以外の施策の策定及び推進
- (6) 地方公共団体の古紙備蓄施設の設置に要する資金の寄附
- (7) 古紙需給の緊急的改善に資する備蓄施設の設置及び運営
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

(業務方法書)

第5条 本財団は、前条第4号に掲げる事業(以下「債務保証事業」という。)

及び第7号に掲げる事業の適正な運営を図るため、それぞれ、当該事業に係る業務の方法(以下「業務方法書」という。)を定めるものとする。

- 2 業務方法書の制定及び変更は、理事会の議決を経たのち、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 賛助会費収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の種別)

第7条 本財団の資産は、基本財産、債務保証事業基金及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 前条第1号に掲げる財産のうち、基本財産として定められた財産
- (2) 前条第2号に掲げる財産のうち、基本財産として指定して寄附された財産
- (3) その他理事会において基本財産に繰り入れることを議決された財産

- 3 債務保証事業基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第2号に掲げる財産のうち、債務保証事業基金として指定して寄附された財産及び理事会において債務保証事業基金として議決された財産
- (2) 前条第3号に掲げるもののうち、債務保証事業基金に係るもの
- (3) 前条第5号に掲げるもののうち、債務保証事業に係るもの
- (4) 前条第6号に掲げるもののうち、債務保証事業を行うため、その用途又は管理方法を指定して交付されたもの

4 運用財産は、基本財産及び債務保証事業基金以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本財団の目的達成上やむを得ない場合は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得た後、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 債務保証事業基金のうち、前条第3項第1号及び第4号に掲げるものについては、当該事業に係る業務方法書で定める場合のほかこれを処分し、又は担保に供することはできない。

3 本財団の経費は、資産をもってこれに充てる。ただし、第4条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事業を行うためやむを得ない場合は、前条第3項の規定にかかわらず、理事会の定めるところにより、同項第2号に掲げるものをもってこれに充てることができるものとする。

4 本財団の資産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。ただし、その用途又は管理方法を指定して寄附又は交付されたものは、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の審議を経た上、理事会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本財団の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、理事長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、理事の議決を得た後、評議員会に報告しなければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第12条 本財団は、債務保証事業に係る経理については、区分して行うものとする。

2 本財団は、債務保証事業以外の事業に係る経理についても必要があるときは、理事会の議決を得て、区分して行うことができる。

(収支差額の処分)

第13条 本財団の収支決算に差額が生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第4章 役員及び評議員等

(種類及び定数)

第14条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上45人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を理事長、4人を副理事長、1人を専務理事、1人又は2人を常務理事とする。

(選任)

第15条 理事及び監事は、寄附行為者、賛助会員等のうちから、評議員会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 専務理事及び常務理事は、理事会の議決を得て、理事長が理事のうちから委嘱する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事は、理事会において本財団の業務の審議、決定に参画するほか、

本寄附行為及び理事会の定めるところにより、業務の執行にあたる。

- 2 理事長は、本財団を代表し、業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長の定めるところにより、専務理事を補佐して、業務を処理し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 6 監事は、本財団の資産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(任 期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同

意を得て、報酬を支給することができる。

(評議員)

第20条 本財団に、評議員40人以上45人以内を置く。

2 評議員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 第17条及び第18条の規定は、評議員について準用する。この場合において、第17条中「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会及び評議員会」とあるのは「理事会」と、「それぞれ理事及び評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(兼任の禁止)

第21条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(顧問及び参与)

第22条 本財団に、顧問5人以内及び参与2人以内を置くことができる。

2 顧問は、本財団の運営方針に関し、参与は、本財団の運営の具体的方法に関し、それぞれ、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

3 顧問及び参与は、学識経験者のうちから理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。

4 第17条第1項の規定は、顧問及び参与に準用する。

第5章 理事会及び評議員会

(理事会の構成)

第23条 本財団に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会の開催及び招集)

第 2 5 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要があると認めたとき

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

6 第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定により請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 2 6 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(理事会の定足数及び議決方法)

第 2 7 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会は、第 2 5 条第 5 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の議決があった場合は、この限りでない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する理事は、前条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の構成)

第 30 条 本財団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第 31 条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の事業運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。

(評議員会の招集等)

第32条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

3 第25条第5項、第27条第1項、第28条及び第29条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第33条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするもので、賛助会費を納入したものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

3 前2項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第36条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に基づき解散する。

2 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本財団が解散の際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第9章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第38条 本財団は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 資産及び負債の状況を示す書類

(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(事務局)

第39条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(実施細則)

第40条 本寄附行為の実施に関して必要な事項は、この寄附行為に別に定めてある場合のほか、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附 則

1 本寄附行為は、通商産業大臣から設立の許可を受けた日（昭和49年3月26日）から実施する。

2 本財団の第7条第2項第1号の規定による基本財産は、2,600万円とする。

3 本財団の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、附則第1項に規定する日に始まり、昭和50年3月31日に終わる。

4 前項の期間に係る事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立総会で定められた事業計画及び収支予算によるものとする。

5 本財団の設立当初の役員は、第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、設立総会で選任された者がこれにあたり、その任期は、第17条第1項本文の規定にかかわらず、昭和50年3月31日までとする。

6 本財団の設立当初の評議員は、第25条第3項の規定にかかわらず、設立総会で選任された者がこれにあたり、その任期は、同条第4項で準用する第17

条第1項本文の規定にかかわらず、昭和50年3月31日までとする。

附 則

- 1 本財団の第14条第1項の規定による理事の定数は、昭和50年5月26日（通商産業大臣認可）より「55人以上65人以内」とする。

附 則

- 1 本財団の第14条第2項の規定による副理事長の定数は、昭和52年8月30日（通商産業大臣認可）より「4人」とする。

附 則

- 1 この変更規定は、平成12年1月4日（通商産業大臣の認可）から施行する。

附 則（平成15年5月15日）

この変更規定は、平成15年6月21日から施行する。